

地方創生と農業・農村

— 三重県多気町丹生地区の地域資源を活用した取組 —

農林水産委員会調査室 西村 尚敏

1. はじめに

農村では高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している。こうした状況の下、小規模な集落が増加し、集落における水路等の維持管理などの地域の共同活動の維持が困難になることにより、農業、農村の有する多面的機能¹の低下が懸念されている。

一方、農山漁村では農林漁業就業者の割合が高いなど、農林水産業は地方の中核的な産業として位置付けられ、農村では、生産活動が地域住民の生活の場で営まれているという特質がある。

そこで、「地方創生」のためには、農林水産業を魅力のある成長産業とするとともに、農山漁村の地域資源を活用した6次産業化等によって農山漁村における所得を向上させ、地域のにぎわいを取り戻すことが何よりも重要とされ、そのための施策として、①所得向上と雇用の確保、②地域のコミュニティ機能の維持、③都市と農山漁村の交流を総合的に講じる必要があるとされる。

本稿では、農村の現状とその活性化に向けた政府の取組と具体的な事例として地域資源を活用した三重県多気町丹生地区²における地域活性化の取組を紹介する。

2. 農業・農村の活性化に向けた取組

(1) 農業・農村をめぐる状況

我が国の農業は、総産出額の減少、耕作放棄地の増加、従事者の高齢化が進展し、農村は、人口減少や高齢化等が課題となっている。

我が国の人口の推移をみると、平成20年をピークに減少傾向にあるが、農村²においては、昭和40年代以降、減少が続いている。農林水産省の推計によると、今後もその傾向は変わらない見通しとなっている。また、農村において、これまで地域活動を担っていた高齢者の人口も平成37年より減少に転じる見通しとなっている。

人口減少と高齢化が集落に与える影響の将来推計³によると、2010年から2050年の40年間で特に山間地域の人口は3分の1に減少して、その約半数が65歳以上になると見込まれ、平地でも農村部では人口が約4割減るといふ推計になっている。

集落については、人口が9人以下の農業集落が、2010年の3,000集落から2050年には

¹ 農業・農村の多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のことをいう。

² 人口集中地区を都市、それ以外を農村としている。

³ 農林水産省農林水産政策研究所による推計。

1.5万集落へと増え、山間地域がその半分以上、中山間地域がその9割を占めることになる。高齢化率が50%以上の集落も1.3万集落から2050年には2.4万集落に増え、中山間地域に9割が所在することになる。また、14歳以下の子どもがいない集落も7,000集落から1.6万集落になると予測している。

人口が非常に少ない9人以下の集落（無人化危惧集落）に所在する農地は、2010年の5万haから2050年には31万haと大幅に増加すると予測されている。また、高齢化が著しく進んでいる高齢化率50%以上の集落に存在する農地は、2010年の23万haから2050年には67万haに増加すると予測されている。規模が小さくなった集落では集落活動、農業用排水施設の管理等の水準が低下する傾向が見られるので、こうした状況下では農地の維持管理が難しくなる可能性が指摘されている。

このように農山漁村を取り巻く情勢は大変厳しい状況にある。

一方、都市に住む若者を中心に、農村への関心を高め新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の動きが注目されている。また、「田舎で働き隊」（農林水産省）や「地域おこし協力隊」（総務省）によって派遣された若者の多くが任期の後も農山漁村に定住している状況が見られる。さらに、新規就農者のうち2割が65歳以上の高齢者であり、農山漁村において、高齢者が存在感を持って活躍している事例が見られる。

こうした状況から、経済活動の面で、若者や、女性、高齢者の力をいかした農林漁業の振興や6次産業化の推進によって、地域の活性化につなげていく可能性が指摘されている。

（2）政府の施策の基本的な方向

政府は、農林水産業を成長産業として位置付け、平成25年12月、政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」は、日本の農林水産業と地域の活力を創造する今後の政策改革のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「創造プラン」という。）を決定した⁴。

創造プランは、農林水産業を産業として強くしていく「産業政策」と国土保全といった多面的機能を発揮する「地域政策」を車の両輪として推進することにより、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目指している。

具体的には、①国内外における新たな需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築（農林水産物の付加価値の向上）、③生産現場の強化（生産コストの削減の取組や経営所得安定対策と米の生産調整の見直し等）、④農村の多面的機能の維持・発揮を促進する取組—の4本の柱を軸として政策を再構築することにより、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げていくこととしている。

平成26年、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため「まち・ひと・し

⁴ 創造プランは、規制改革会議や産業競争力会議における検討を踏まえ、平成26年6月に改訂されている。

ごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）が制定された。同法に基づき、同年 12 月 27 日、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が閣議決定された。

総合戦略は、農林水産業を創造プランに沿って、農林水産業と他の産業部門とが連携しつつ、若者にも魅力ある基幹産業に転換させる必要があるとし、「需要フロンティアの拡大」、「バリューチェーンの構築」、「生産現場の強化」を体系的に実施する産業政策と、「農林水産業・農山漁村の多面的機能発揮」を図る地域政策を明確にし、車の両輪として推進することとし、その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要としている。

平成 27 年 3 月 31 日、「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。5 年ぶりの今回の基本計画の見直しは、創造プランで示された基本方向を踏まえて行われている。

同基本計画では農村の振興に関する施策について、地域コミュニティ機能の発揮等による農地等の地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現、農村における雇用の確保と所得の向上、都市と農村の交流や都市住民の移住・定住の促進等の取組を総合戦略等を踏まえ、関係府省の連携の下、総合的に推進するとしている。

その具体的な施策について、①多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等、②多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出、③多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等一が挙げられている。

基本計画の策定に併せて、魅力ある農山漁村づくりに向けたビジョンが策定された⁵。このビジョンは、都市と農山漁村を人々が行き交う「田園回帰」を実現するために、農山漁村に仕事をつくる、集落間の結びつき、都市住民とのつながりを強めるという視点に立って、事例を交えながら施策の方向性を示している。

施策の方向性として、「地域内経済循環」のネットワーク構築、社会的企業（ソーシャル・ビジネス）が活躍できる環境整備、女性の担い手が活躍できる環境整備、社会経験を積んだ者が活躍できる環境整備、拠点への機能集約とネットワークの強化、住民主体で進める土地利用の実現、地域全体で多面的機能を維持・発揮させる取組の促進、地域の暮らしを支える取組の促進、国民の理解の増進、都市と農山漁村の戦略的な推進、農山漁村への移住の促進、「田舎で働き隊」等の更なる活動の促進等が挙げられている。

3. 現地視察

三重県のほぼ中央に位置する多気町の丹生地区において、地域資源をいかした取組を行っている「立梅用水土地改良区」^{たちばい}「農業法人せいわの里」「農事組合法人丹生営農組合」を、平成 27 年 11 月、現地視察する機会を得た。

⁵ 魅力ある農産づくりにむけたビジョンは、農林水産省に設置された「活力ある農山漁村づくり検討会（座長：小田切徳美明治大学教授）」において検討され、同検討会は、平成 27 年 3 月 31 日、報告書「魅力ある農山漁村づくりに向けて～都市と農山漁村を人々が行き交う「田園回帰」の実現～」を取りまとめた。

丹生地区は、古代より水銀生産で有名であり、経済的にも豊かな村であった。また、伊勢街道の宿場町としても繁盛し、丹生大師への参詣人も多かった。

丹生地区がある多気町勢和地域（旧勢和村⁶）は人口約 5,000 人、面積 53.58 平方 km で、その 7 割が山林、3 割が平地の中山間地域となっている。農地面積は 700ha、農家戸数が 894 戸（総世帯数 1,738）で平均耕作面積が 40 a、主な農産物は米、お茶、白菜、キャベツ、白ねぎ、麦、大豆となっている。

（１）立梅用水土地改良区

立梅用水は、およそ 200 年前の江戸時代後期に、村の地士・西村彦左衛門が完成させた農業用水路である。櫛田川^{くしだがわ}から取水し、松阪市と多気町を流れているが、その長さは約 30km に及ぶ。

立梅用水では、かんがいと地域用水機能（①防災、②観光・地域活性、③地域教育・福祉、④生活維持、⑤小水力発電、⑥農村環境保全、⑦生態系保全、⑧歴史的遺産保全、⑨農村協働力・自治形成）の多面的機能の発揮には、地域の人の関わりが欠かせないとの考えに立ち、地域用水の見える化に取り組んでいる。

このことについて、地域用水に経済効果として何億円の価値があると言われても、地域の生活とはかけ離れているが、実際に、地域の人と関わりを持って、暮らしに役立たせることにより、多面的機能がより分かりやすくなるとのことであった。

立梅用水は、文化価値として評価を得て国内の農業水利施設で初めて国の登録記念物となった。また、紀州流の測量技術が評価されて、世界かんがい施設遺産⁷に登録されている。

ア あじさいいっぱい運動

多面的機能発揮のための取組で大きかったのが「あじさいいっぱい運動」の取組である。

農地の基盤整備が進む中で、若い世代の農業者が、立梅用水について知らない、泥上げ、草刈り等の水路の共同作業に参加しなくてよい、水が出て当たり前といった価値観を持つようになったことに対し、先人たちが守ってきた皆で守り育てるという価値観が忘れられてよいのかとの思いで、その再構築に向けて、丹生地区において平成 5 年に「あじさい一万本運動」が始められた。

この運動は、農家も非農家も一緒になって、かんがい排水事業でむき出しになった水田と水路の法面にあじさいを植えようということで始められた。平成 13 年に 1 万本の目標を達成し、さらに、立梅用水全域に広げる取組（あじさいいっぱい運動）となり、15 年目の平成 20 年に植栽が完了した。

当初は、土地改良区の職員は用水の管理だけしていればいい、あじさいを植えたら作業の邪魔になるといった批判もあった。しかし、年を追うにつれ、花が咲き、新聞等で

⁶ 平成 18 年 1 月 1 日に、旧勢和村と多気町が合併し、新しい多気町となった。

⁷ 世界かんがい施設遺産は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会（ICID, International Commission on Irrigation and Drainage, 本部所在地：インド、ニューデリー）が認定・登録する制度であり、平成 26 年度に創設された。

取り上げられ、誰も見向きもしなかったところに人が来るようになり、地域のにぎわいも出てくると、地域の住民も誇らしく思い、自慢したくなるという意識の変化が起きている。平成9年から開催している、あじさいまつりには、期間中約1万人が訪れ、地域のにぎわいが出ている。

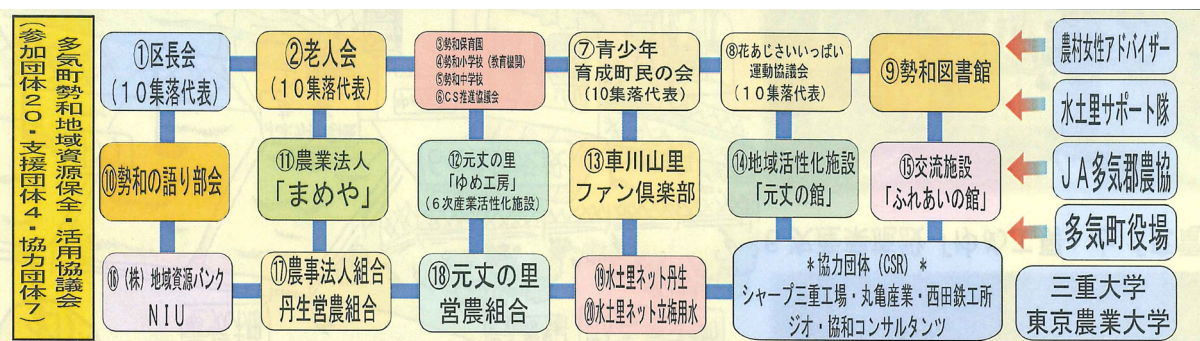
あじさいいっぱい運動をきっかけに、遊休農地を活用したビオトープ作りなど様々な取組が生まれている。

イ 多面的機能支払の取組

平成19年に「農地・水・環境保全向上対策（現・多面的機能支払制度）」が開始されたが、その主体である「多気町勢和地域資源保全・活用協議会」の事務局を立梅用土水地改良区が担っている。

協議会には、可能な限り多くの人の協力を得ることが重要であると考え、多様な主体が参加しており、地区内の20団体と四つの支援組織（水土里サポート隊、町役場等）、七つの協力組織（大学、企業）で構成されている。

図表1 多気町勢和地域資源保全・活用協議会



(出所) 多気町勢和地域資源保全・活用協議会資料

本地域の多面的機能支払の取組の特徴として、今後の人口減少による集落機能の低下も見込んで、集落ごとではなく、旧勢和村の10組織を一つの広域的な組織として取り組んでおり、基礎集落のいろいろな機能の低下を補完できる体制づくりを行っているとのことである。そのため、交付金も各集落に分配せずに、勢和地域として使っている。

広域での取組のメリットは、様々な人材を集めることができることを挙げている。なお、理想的なコミュニティの範囲は学区であり、旧勢和村が中学校・小学校・幼稚園が一つずつ、人口5,000人くらいの規模でありちょうどいい、それ以上大きくなるとまとめるのが大変とのことであった。

協議会のリーダーである副会長は、勢和図書館の司書の女性である。直売所の館長も、コミュニティ・スクールも核になるのが4～5人の女性であり、地域の取組で女性の役割は大きく、重要であるとのことであった。

地域資源を保全するだけでなく、活用することを一番重視し、力を入れているとのことである。保全と活用は両輪であり、保全についてはかなり制度化されたが、活用につ

いては具体的なところが見だしにくく、それぞれの地域に様々なものがあると思うので、そうした価値が地方創生につながっていくのではないかということであった。

ウ コミュニティ・スクールの取組

現在、子どもたちの教育に最も力を入れており、小学校の理解を得た上で、年間 64 時間を使って、遊休農地を活用し、地域の人たちが主体となり、指導者になってコミュニティ・スクールの取組を行っている。平成 26 年度は、遊休農地及び周りの水路を多面的機能支払で整備した上で、作物の栽培から、みそと定食を作るところまで子どもが行うという取組を行った。

本地域でも、後継者確保の問題は大きく、地域、資源の保全の意識を育てていくには、小学生の頃の体験が非常に価値があり、親の世代が農業のことを知らなくなっている状況下で、地域で立ち上がってしっかりと伝えていくことが将来の後継者の確保に大事であるとのことである。

コミュニティ・スクールは、準備に手間がかかり継続することが大変だが、続けることにより一つの文化になり、多くの人に理解が広がっていけばいいとのことであった。

エ 小水力発電の取組

立梅用水土地改良区では、100 年前の大正 14 年から、中部電力と共同で、小水力発電に取り組んでおり、^{はたせ}櫛田川で波多瀬発電所を運営している。

また、平成 24 年度から循環型社会を作る目的で、小水力発電プロジェクトに取り組んでおり、相反転方式の小水力発電機を設置して、1.5kW の発電を行っている。この電気を売るのではなく、地域で共同して利用する中での活用を考えている。現在、廃園になった保育所を活用した、加工施設に電気を供給している。

また、土地改良区の事務所には太陽光パネルが設置してあり、小水力と太陽光の電源基地を 2 局作り、用水の管理道路に超小型モビリティを改造した獣害対策車を走らせることを計画している。本地域でも、獣害がひどいが、山際を流れている用水が獣類の水際線となっているので、GPS により、位置情報をつかんで、追い払いのようなものを行いたいとのことである。

さらに、農業用水管理、防災用水管理、都市農村交流、子ども教育等にも活用する予定であり、次のステップで、町と連携して介護等にも活用することを考えている。

(2) 農業法人せいわの里

「農業法人せいわの里」は、コミュニティビジネスに取り組んでいる。平成 17 年 4 月に加工品の製造販売・農村料理レストラン「まめや」を開業したが、地元の丹生営農組合が栽培した大豆を豆腐、厚揚げ、みそ等に加工して販売したり、おからサラダや五穀米おはぎなど、30 種類ほどの地元の食材を使った、肉・魚を使わない農村料理のバイキングとして客に提供している。

口コミ等で評判が広まり、地域外からも多くの客が訪れており、訪問した際も店内はにぎわっていた。加工食品は地域の学校給食にも供給され、地産地消の実践により地域農業

の振興にもつながっている。平成 26 年 5 月 13 日には、「ディスカバー農山漁村の宝⁸」に優良事例として選定されている。

ア 設立の経緯

「せいわの里」は、農村文化の継承をテーマとしている。地域の高齢化が進み、後継者がいない状況で、農村地域で生産される旬の野菜や、それを調理する知恵といった農村地域の大事な資源が年寄りによって辛うじて保たれている状況となってしまい、こうした大事な農村の文化がこの先無くなっていくのではないかという危機感を契機として出発した。そこで、「まめや」を提供する場、売るところ（直売所）、食べていただくところ（農村レストラン）、作る場所（体験工房）の三つを拠点として、農村文化の継承、後継者の育成、地域の活性化という目的を達成していくためには、意欲あるメンバーを集め、しっかりした主体を作らなければいけないということで、出資を募り、平成 15 年に有限会社「せいわの里」を立ち上げた。

立ち上げの際、35 名が出資して 1,050 万円を集めたが、それだけでは足りないので、農業近代化資金の借入 750 万円と、県の補助金 1,250 万円を計画し、県に補助金を申請した。補助金については素人であり、その決定まで、大変苦労したとのことである。

補助金の決定まで 2 年かかったが、申請額から 250 万円減額され、施設が建設できても、運転資金がないという状況になった。そこで、家で使われていない食器、鍋やザルを持ち寄り、おばあさんが着物をほどこいて座布団を作り、おじいさんが竹製のメニュー立てや楊枝入れを作り、また、廃業する豆腐屋から機械を譲り受けるなど、工夫して用意した。

結局、食器やのれんなどのしつらえが全て手作りとなったことで、まめやらしい手作りの雰囲気、農村料理、周りの農村風景が一致して、食事と農村の雰囲気を楽しんでもらっている。このことにより、きずなが深まったとのことである。

まめやの取組は、全て一から住民がやっていくものであり、失敗したら次に続くものが生まれてこない、成功すれば第 2、第 3 と続くものが生まれてきて地域が変わってくるとの思いが強かったとのことである。現在、農家料理のバイキングが看板となっているが、当初は、バイキングではなく定食を予定していた。オープン記念でバイキングにして、客の声を聞き、どんなものが好みかを学ぶつもりだったが、客からバイキングをやめないでくれという声が多く、バイキングを続けることとなった。

客が満足してくれるようにすれば、客が宣伝してくれる。店に来る客にもっと喜んでもらおう、もっと来てもらおうと考えれば「地域の足元を見つめる」ことになる。来てもらう人に満足してもらうには、「こころしさを感じていただくこと」とわかったとのことである。

⁸ 地方が持つ魅力を「発掘」し、これらを地域活性化につなげている優良な事例を選定するもの。平成 26 年 5 月、内閣官房において開催された有識者懇談会において、農山漁村の有する潜在力を引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組む 23 地区が選定された。「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、他地域の参考となる取組として全国に発信されている。

イ 地域への還元

食材の大豆（ふくゆたか）は丹生営農組合で作ってもらっている。このほか、在来種の大きい大豆は料理に使っている。野菜や米は近所の農家から購入している。

春には、地元の子どもたちから、ふきのとうを100g 80円、つくしは100g 100円で購入している。なお、つくしは、はかまをとることが約束事になっているが、おじいさん、おばあさんに手伝ってもらう子どももいる。毎日見ている普通のを、子どもたちがいいところとして見てくれないか、見方を変えると違うものが見えないかという仕掛けをしているとのことであった。

また、地元のたい肥業者と連携し、おからや食物残さ等をほぼ余すところなく使ってたい肥を作り、農家に配っている。農家には、できるだけ低農薬・無農薬で健康な野菜を作ってもらようようお願いしており、シールを貼って差別化している。

直売所で販売する野菜は農家が自分で金額を決めており、作りすぎたり、形の悪いものは料理に回している。売れ残った野菜も全て買い取り、料理で使っている。皆が知恵を働かせて、農家が作った野菜は全て形を変えて使い切っている。そのため、普通のお店は、献立を前提に発注するが、逆に農家が持って来てくれた野菜で献立を考え、なくなったら途中で変わっていく。

地元で普通の家庭で食べている料理をわざわざ食べに来る姿が見えることにより、地域のお母さんたちが、私にもできると自信を持ってくれた。そこから、食べるものだけではもったいない、観光にも力を入れようという話にもなる。まめやは、地域にある普通のものに対する見方が変わって、自分たちが住んでいる所にいいものがいっぱいあると気づくきっかけになったとのことである。

また、地域おこしということで何かすごいことをしないといけないと思いがちだが、地域に普通にあって、皆が知っていて、皆が分かるもので、皆が話せるもので成果が出てきたら、広がりも深みも出てくるのがわかったとのことである。

ウ 生活にあった働き方

従業員は20代から80代まで約40名であり、従業員の勤務形態には、いろいろな働き方がある。子育て中の小さい子どもがいるお母さんについては、子育てに支障がないよう、9時から14時30分までの勤務とし、土日を休みにしている。それぞれの人がその人の生活に合った働き方をできるようにしている。

全員が週5・6日働いていたら、何かあっても代わってもらえる人がいない。週2日～4日の勤務であれば、何かあったらお互いが代われる体制が取れるとのことである。本地域は4月25日に初通水となるので、4月26日から一斉に田起こし、田植えが始まる。そこで、2年目からは4月26日～30日の5日間、店を農繁期休業としている。

現在、男性や若い人も入ってきて、週5・6日働く人もいる。3分の1が週5・6日働く人、残り3分の2が地域の中で生活リズムと合わせて働く人たちという形でうまく成り立っているとのことである。最初は地元の人だけで始め、今もほとんどが地元の人だが、近隣の町村からも働きに来ている。昨年の売上が約9,000万円だったが、そのうち7割が、雇用と農産物の買上げ等によって、地元に戻元されているとのことである。

エ 地産都消の取組

事業に広がりが出てきて、学校給食を含めてJ A直売所、スーパー直売所等 10 数カ所に商品を出している。これまで、地産地消で客が買いに来るということでやってきたが、地産都消もしたいという思いがあり、現在、東京や大阪にも商品が出ている。

まめやには客がわかって買いに来るが、外に商品を出した場合、他のものとの違いを伝えられないといけないので、戦略力、マーケティング力、デザイン力といった力が必要であり、そうした分野は、若い世代が活躍する場となる。地域において、年寄りの知恵を中年が形にして、若者が戦略を担ってくれるという形がうまくいくようになってきたとのことであり、農村文化の継承をうまく形にしたいとのことであった。

地産都消を広げ、将来につなげていくためにも、地元への還元がなければならず、若い人が活躍する場を整えるものとして都消を進めている。そのため、皆で一緒になって売れる形を作って利益をあげる、その材料は地域のものを使うということが重要とのことであった。

(3) 農事組合法人丹生営農組合

丹生地区は農家数 184 戸、耕地面積が 169ha で、そのうち水田が 132ha、畑が 34ha、樹園地が 3 ha となっている。

丹生営農組合は、平成 23 年 11 月に法人化され、「農事組合法人丹生営農組合」が設立された。組合員 172 名で、20 名余りの基幹オペレーターにより、ブロックローテーションによる小麦と大豆の栽培、水稲作業受託、野菜栽培を行っている。

ア 設立の経緯

平成 2 年、区長を代表として丹生農用地利用組合が設立され、小麦の集団転作によるブロックローテーションが開始された。また、平成 16 年、まめやの設立時に大豆の安定供給確保の要請があり、大豆を主体とした生産組合を立ち上げた。

平成 18 年、品目横断的経営安定対策の実施に対応して、農用地利用組合と営農組合を一本化した特定農業団体丹生営農組合が 5 年以内に法人化を目指すことを目的に設立された。平成 23 年 11 月に丹生営農組合は法人化され、農事組合法人丹生営農組合が設立されたが、その際、法人化のメリット・デメリットの議論で、法人化が挫折しそうになったが、三重県や三重県農業会議の指導も受けて法人化された。

法人化当初の予算規模は約 2,200 万円だったが、今年予算は 1 億円を超え、地域に貢献できていると思っている。また、丹生地区の農業者全員 172 名が参加して、組合員として出資もしてもらっているので、地区の人の協力が大きいとのことであった。

イ 組合の運営

丹生営農組合では、所得の分配を主にした経営を行っている。

組合の組織は、理事 5 名、監事 2 名、オペレーター 22 名で、そのほかに、地区の農地や配分を取りまとめる実行委員がいる。役員については、丹生地区では必要最小限の構成としている。集落のことを考えて各区長の意見を聴くとすると理事を 7 名出したいが、スリム化をしたいのであえて 5 名としている。また、事務員は 1 名であり、役員報酬も

ボランティアにして、経費をできるだけ少なくして、儲かった分は、組合員への配分を主にしており、地元へ返すことで田舎に元気が出るとのことであった。

収益は、1反当たり6万円～10万円、そのうち2万円～3万円を出役や地代で農家に配分している。そのため、立梅用水の賦課金や農地の維持・管理等は、地主である農家が行っている。

水稻については、全部直営で管理はしているが、作業を全部農家に委託して、参加型でやっている。このことで、生きがいができるとのことである。

組合のオペレーターは、特殊な技術を持っている人を除けば、月平均で3日から5日しか出てもらえない。年間就業の確保が課題となっている。

新規就農者の確保の状況としては、団塊の世代の退職者が多いので、オペレーターが22名いるが、高齢化が進んでいる。新規就農者を専属の職員で年間雇用することを目指して、6次産業化、新規作物として生姜や白菜の生産、水稻直営に取り組んでいる。

農の雇用制度を利用して1名、新規就農研修生1名を入れている。このほか、オペレーターの親族で研修生1名がいる。将来は正式に社員に雇う予定だが、今は研修生ということで、三重県の支援制度を活用している。丹生営農組合の7名の役員に後継者はいないので、後継者になってくれればよいとの思いで、3人の研修生を使っているとのことであった。また、農業分野での就労体験を行う事業で学生を受け入れる予定である。

ウ 農地の集積

農地集積については、平成25年度に人・農地プランに基づき、農地集積協力金（転換補助金）、規模拡大交付金（受け手に2万円/10a交付）を活用しながら取り組み、営農組合に規模拡大交付金が72万円入った。

規模拡大交付金の継続を前提に、役員が手分けして農家を回り、組合員からは、趣旨にほぼ賛同してもらったが、平成26年度から開始された農地中間管理事業の下では、受け手に対する支援（規模拡大交付金）が無くなり、地域（集落）に交付金が交付されることとなった。この点は、事前に説明もなく変わって、非常に困ったとのことである。

農地の受け手は、機械や資材を買わなければならないが、また、この地区の特徴で獣害がひどく条件の悪い谷地^{やちだ}も全て引き受けなければならないので厳しいとのことである。

農地中間管理機構を通すと賃貸借期間が10年となるが、利用権設定であれば、賃貸借期間が縛られないので、農地中間管理機構と利用権設定を事情に応じて使い分けており、現在、1割が農地中間管理機構を使っているとのことである。

エ 新規作物の導入・6次産業化の取組

丹生営農組合では、新規作物として金時生姜を導入している。導入の経緯は、生姜糖を作っている伊勢の老舗の菓子屋から、国内産地が廃れ、金時生姜が手に入らなくなったことから、契約栽培の話が持ちかけられたことによる。それまで、三重県に生姜の生産団地はなかったが、種の提供を受けて20a栽培することとなった。

契約数量以上の収穫があったため、県の指導で6次産業化を絡め、旧駐在所を活用した農産物加工場で加工して販売しようということで、金時生姜の佃煮、金時生姜パウダーを作って発売している。このほかに、20トン出荷する契約栽培を行っており、60aで

栽培している。金時生姜を契約栽培で作り始めて、儲からないが、雇用にはつながり、地域において喜んでもらっているとのことである。

また、6次産業化の取組による収益は1割だが、雇用にはつながるので、雇用の形で分配している。一方、6次産業化の取組で地区が元気になるのはいいが、それだけで農業本体が元気にはならないとのことである。

オ 鳥獣被害対策

当地域では、平成20年から26年頃までの間、国の補助で猪・鹿対応の獣害用ネットを約5km設置した。設置した時は良かったが、去年からサルてんすいでんの被害が増えている。

特に、谷間の天水田の谷地田が、条件が悪い上に獣害がひどい状況にある。獣害対策は、すみ分けが一番であり、条件の悪い谷地田を獣害の緩衝地帯として維持だけ行うことにしたいが、過去に事業を行った農地は守らなければいけないことになっており、そうした対応ができない。収益がない、獣害対策をしないといけない条件の悪い農地も一緒に管理しないといけないので効率が悪くなっている。

営農組合も地主も維持が無理だと思ったら、人・農地プランにより守る農地の境界を地区で見直していいことにできないか、人口が多かった時代はいいが、人口減少の状況では守れないとのことであった。

4. おわりに

視察を行った多気町勢和地域の取組は、話を伺った立梅用水土地改良区、農業法人せいわの里、農事組合法人丹生営農組合のほかにも様々な主体が連携しながら、地域資源の活用、地域雇用の創出など、地域内経済循環ネットワークの構築に取り組んでいる事例の一つと言えるだろう。ただし、こうした取組を全ての地域に当てはめることはできないと考えられる。

農業法人せいわの里の代表は、「農村は本当に面白い。可能性もあるし、資源もあるし、そういうところに気がつくと面白いですよ、農村は。」と述べていた。農村の活性化には、こうした視点で物事を見ながら、知恵を出していくことが必要なのではないかと感じた。

一方、農業・農村は、TPPの大筋合意に伴い先行きが不透明な状況の下に置かれている。農業・農村において新たな取組をしようにも、先行きに対する不安感を取り除かないと、取り組みづらいのではないか。今後、農業者が先を見通して経営に取り組めるような対策を打ち出すことも必要となってくるだろう。

(にしむら たかとし)